



医療的ケアだより

福島県立平支援学校
医療的ケア実施管理委員会
令和5年12月22日発行

医療的ケアサポート会議報告

令和5年9月8日(火)、本校で医療的ケアサポート会議を開催しました。

医療的ケアサポート会議とは、福祉・医療・教育に携わる関係者が、本校の医療的ケアの実施体制を共有したり、就学前・在学中・卒業後にわたって地域で生活するための支援体制について協議したりするものです。会議の開催にあたり、医療的ケア対象の保護者の皆様には事前アンケートにて質問やご意見等をいただきました。ご協力ありがとうございました。

会議では、『医療的ケアを必要とする児童生徒が地域で生活するための支援体制』をテーマに協議し、支援方法について情報をいただいたり、支援体制整備の方向性を共有したりすることができました。

サポート会議委員

- ❖ 委員長(福島県立平支援学校長)
- ❖ 指導医(いわき市医療センター)
- ❖ 地域医療機関代表(福島整肢療護園)
- ❖ 福祉関係者(いわき市保健福祉部障がい福祉課)
- ❖ 保健関係者(いわき市こどもみらい部こども家庭課 子育てサポートセンター)
- ❖ 医療関係者(いわき市平消防署)
- ❖ 保護者代表・看護師代表・教諭代表(福島県立平支援学校)



会議の内容

<平支援学校における医療的ケアについて>

～学校で行われている医療的ケアの実施体制、教員や看護師の研修について説明しました～

- 🌲 指導医の鈴木保志朗先生(いわき市医療センター)の指導の下、今年度児童生徒22名に対し24名の教員と7名の看護師が携わって実施している。
- 🌲 『福島県立平支援学校医療的ケア実施要項』を基に、実施手続きや緊急時の対応等を行っている。
- 🌲 主治医からの『指示書』が新しくなり、『主治医意見書(本校ホームページに掲載)』を基に個別のマニュアルを作成している。

<医療的ケアを必要とする児童生徒が地域で生活するための支援体制について>

～サポート会議委員福祉関係者である『いわき市保健福祉部障がい福祉課』から回答をいただきました～



- ・医療的ケア児が、高校卒業後に利用できる施設が少ない。
- ・子ども達の社会的受け入れ先又は親の就労や身体的負担軽減のために対策を考えて欲しい。
- ・医療的ケアを受け入れてくれるデイサービスが少ないと思う。学校の近くに医療的ケア児が利用できる施設が増えて欲しいと思う。

など多数

障害福祉サービス事業所利用 (卒業後の進路先)

- 🔔 医療的ケアが必要な方が事業所を利用する際には、看護師を1名配置することが必要となる。
- 🔔 医療的ケアを必要とする方が利用できる生活介護事業所が植田地区に開所予定。開所時期はR6.1を予定していたが延期となっている。
- 🔔 医療的ケアのニーズが高い。事業所へ新規受け入れのお願いもしている。看護師配置や勤務体制など課題があるが、各事業所等が集まる連絡会で共有していきたい。





・災害が多くなり避難場所について考えることが多くなった。医療的ケア児の多くは環境の変化にとっても敏感。集団や周囲の声、雰囲気を感じて体調不良になる子どもが多い。避難場所については、個室化できる場所を希望する。逆に、吸引や酸素投与、レスピ（人工呼吸器）使用の子ども側からすれば、周囲に音が響かないか心配になり、負担が倍になるかと思う。事前に登録するなど、対応をお願いしたい。

災害時の環境整備

- 🔔 避難確保計画：障害福祉サービス事業所が作成している。
- 🔔 個別の避難計画：保健福祉課が児童ごとに作成している。
医療的ケア児に関しては、障がい福祉課が各家庭に連絡し個別の避難計画作成の希望をとるなど、地区保健福祉センターと連携しながら作成している。
- 🔔 災害時の避難場所：福祉避難所をもとに避難先を紐づけていきたいと考えている。福祉避難所の受け入れに関しては、保健福祉課と介護保険課、障がい福祉課が担当している。
- 🔔 避難計画を作成した避難練習を実際に行った。いわき市医療センターの本田 Dr も参加して取り組んでいる。



・保護者が病気になり長期入院又は治療となった場合、受け入れ先も限られているので、安心して子どもを預けることができる場所がない。世田谷にある『もみじの家』のような施設があればいいと思う。

緊急時の環境整備

- 🔔 宿泊施設：いわき市の地域生活支援事業（緊急一時宿泊事業）に申請すれば緊急時に宿泊できる事業所があるが、生活介護の事業を利用しており、かつ、介護を行う者の疾病その他のやむえない事由が条件となる。



いわき市役所ホームページ→健康・医療・福祉→障がい者福祉→サービスを利用するみなさまへ→障害福祉サービス→地域生活支援事業の概要



・医療的ケアで消毒する時に『ミルトン』を使用しているが、就学奨励費の対象外となっている。
→就学奨励費の対象にはならないため、いわき市の支援制度について教えていただきました。

在宅福祉サービス

- 🔔 在宅重度障害者医療器材等給付事業：要件に該当する在宅の重度身体障がい者の方に、治療・予防のため日常生活に必要な医療器材等を給付。要件に該当するか等の問い合わせは、居住地域の地区保健福祉センターとなる。身体障害者手帳の所持が必須であり、福祉介護係が窓口になる。各地域の問い合わせは下記の通り。
- | | |
|--------------|------------------------|
| ・平地区保健福祉センター | TEL(直通)22-7457 |
| ・内郷・好間・三和地区 | TEL(直通)27-8691 |
| ・四倉・久之浜大久地区 | TEL(代表)32-2114(内線)5951 |
| ・小名浜地区 | TEL(代表)54-2111(内線)5171 |
| ・勿来・田人地区 | TEL(代表)63-2111(内線)5374 |
| ・常磐・遠野地区 | TEL(代表)43-2111(内線)5574 |
| ・小川・川前地区 | TEL(代表)83-1329(内線)6641 |



*その他、『オムツ交換できる大きなベッドが少ない』『赤ちゃんMAPのような医療的ケア児や障がいをもった子ども達が初めて行く場所でも安心して行けるような地図やメモ・案内が欲しい』『事業所への送迎』など、保護者の皆様からのご質問や要望等について、サポート会議委員と情報を共有しました。

1 医療的ケア受け入れ可能な生活介護事業所

(2023.8 現在)

	事業所名	サービスの種類	医療的ケアの内容
1	光の家	生活介護	医療的ケア全般※実施できない曜日あり
2	いわき市障害者生活介護センター	生活介護	医療的ケア全般
3	野の花ホーム	生活介護	カテーテル、浣腸、坐薬
4	エデンの家	生活介護	医療的ケア全般
5	なないろくれよんデイルーム	生活介護	医療的ケア全般
6	ぼおけらハウス	生活介護	医療的ケア全般
7	しろやぎ3	生活介護	医療的ケア全般※実施できない曜日あり
8	どリーむず	生活介護	医療的ケア全般
9	アルケン	生活介護	排便管理、坐薬
10	はまぎく荘	生活介護	坐薬
11	ポポロ	生活介護	酸素療法、導尿サポート
12	いわき光成園	生活介護	インスリン注射
13	デイサービスセンターつながる	生活介護	血糖測定

2 過去5年間の医療的ケア対象生徒の進路状況

*利用事業所については複数利用を含む

年度	生徒数	ケア内容	利用事業所(生活介護事業所)
H30	2名	・胃ろう(水分補給を含む) ・吸引(口鼻腔内、気管カニューレ内) ・酸素吸入・吸入(薬液、薬液以外)・坐薬	・ぼおけらハウス・エデンの家・光の家 ・なないろくれよん小名浜・しろやぎ3
R1	2名	・胃ろう(水分補給を含む) ・吸引(口鼻腔内)	・エデンの家・どリーむず ・なないろくれよんデイルーム
R2	1名	・(導尿→自己導尿へ)	・アライブ・ポポロ
R3	3名	・胃ろう(水分補給を含む) ・酸素吸入 ・坐薬	・なないろくれよんデイルーム ・ぼおけらハウス・どリーむず ・光の家・アルケン・自立生活きらきら
R4	4名	・胃ろう(水分補給を含む)・薬液吸入・導尿 ・吸引(口鼻腔内、気管カニューレ内)・坐薬	・エデンの家・なないろくれよんデイルーム ・どリーむず・光の家

3 本校医療的ケア対象児童生徒が現在利用している医療、福祉サービス

サービス名	利用している事業所
訪問診療	・いわき市医療センター
訪問看護	・いわき訪問看護リハビリテーション・コスモス訪問リハビリテーション ・わかば訪問看護リハビリテーション・訪問ステーションかもめ
訪問リハビリ	・いわき市医療センター
放課後等デイサービス	・エデンの家・光の家・どリーむず・なないろばある・どんぐり
居宅介護	・ニチイ・フリーフライト
短期入所	・福島整肢療護園・エデンの家・いわき病院
訪問入浴	・ニチイ・アースサポート・いわき訪問リハビリセンター
通院等介助	・フリーフライト・緊急サポートセンター・ニチイ
移動支援	・あいの手介護・なないろくれよん・フリーフライト
日中一時支援	・なないろくれよんデイルーム・福島整肢療護園
相談支援	・いわき母子訓練センター・なないろくれよん福祉センター・エデンの家 ・和ー夢わくわく・タラント・オムソルグ